

## 借地権課税の問題点と相続に係る 小規模宅地について

借地権課税の問題点・相続税に係る小規模宅地の特例について

- 1 借地権課税については、民法上の考えと税務（相続税法、法人税法等）上の考えは、相違しています。これら考えを整理し、相当地代通達、使用貸借通達による税務の取り扱いを説明し、税務上の問題点を説明いたします。
- 2 相続税に係る小規模宅地の特例の適用に当たっては、個別具体的な対応が求められ、また、特定居住用、特定事業用、貸付事業用宅地とに区分され、それぞれ、どの宅地に該当するかを判断しなければなりません。そして、この特例が受けられないこととなると、税負担が重くなるという現状にあります。  
これら視点を踏まえ、判決例、裁決例などからもアプローチをして、説明いたします。

※ 上記のテーマに関する質問等がある場合は、FAXで研修日2週間前までにお送りください。

税理士 <sup>もりた</sup> 森田 <sup>てつお</sup> 哲夫 氏

東京国税局国税訟務官室・資産評価官付、東京国税不服審判所、東京国税局税務署管内資産課税部門統括官、東京国税局税務相談室など歴任平成21年7月退官。  
平成21年9月東京地方税理士会横浜中央支部に登録。  
東京地方税理士会横浜中央支部研修部副部長、東京地方税理士会業務推進部参事を経て、現在、東京地方税理士会横浜中央支部副支部長。

### = 開催要領 =

1. 日 時 平成29年9月12日（火）10時00分～16時00分（受付開始9時30分）
2. 会 場 税理士会館8階会議室（下記案内図参照）
3. 定 員・受講料 150名（先着順）・1名 10,000円（昼食付き）
4. お申込方法 下記振込用紙に税理士名・登録番号・住所・電話番号をご記入のうえ、研修日1週間前までに受講料をお振り込み下さい。入金確認をもって受付とさせていただきます。先着順に受け付け、定員に達し次第締め切らせていただきますのでご了承ください。また、受講票は発行いたしませんので、当日は郵便局の払込票兼受領証を受付にお持ちくださるようお願いいたします。  
※研修日1週間前を過ぎてからのお申込みの場合は、必ずお電話でご連絡のうえ受講料は当日お支払いください。  
※キャンセルにつきましては研修日2週間前までにご連絡いただければ、ご返金いたします。それ以降のキャンセルにつきましてはご返金できませんので、予めご了承ください。
5. 問い合わせ先 東京地方税理士協同組合（電話：045-243-0551 FAX：045-243-0550 <http://www.tochizeikyo.com>）

※研修受講管理システム導入のため、地方会会員の方は電子証明書(コピー可)をご持参ください。

組合ニュース8月号に振込用紙付きパンフレットを同封しております。お手元がない方は、協同組合事務局（TEL045-243-0551）宛にお電話ください。事務局よりパンフレットを送付いたしますので、お申込の場合は受講料をお振込みください。入金確認をもって受付となります。